

経営企画室

平成 18 年 6 月 20 日発行 FMP 倶楽部 編集責任者 ファイナンシャル・プランナー 小澤昭彦

平成 18 年度税制改正の個人に関わる耐震補強の援助策

平成 18 年度の税制改正には、平成 19 年から始まる地震保険控除の創設と併せて耐震補強工事に対する援助策が組み込まれています。

■ 所得税関係 ■

【既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設】

居住者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、一定の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋で一定のもの）の耐震改修（建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合させるための耐震改修をいう。以下「住宅耐震改修」という。）をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に要した費用の額の 10% 相当額（当該金額が 20 万円を超える場合には 20 万円とし、100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を控除する。

（注）「一定の区域」とは、次に掲げる計画に定められた区域をいう。

- ① 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の地域住宅計画（住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る。）
- ② 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震改修促進計画（住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る。）
- ③ 住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅につき、住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものをいう。）

< 解説 >

この所得税の税額控除は昭和 56 年 6 月 1 日に改正された耐震計算以前の個人（自己居住用）の建物について耐震補強をした費用の 10% を援助しましょうというものです。国の方としてはできるだけ耐震性向上に力を入れているようで、これ以外にも住宅ローン控除の適用要件である築年数の緩和措置などにも遡及しています。



■地方税関係■

【地震保険料控除の創設(所得税の地方税版)】

●損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設する。

(1)居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金(以下「保険料等」という。)の金額の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除する(最高2万5千円)。

(2)経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(上記(1)の適用を受ける保険料等に係るものを除く。)に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する(最高1万円)。

(3)上記(1)と(2)を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

(4)その他所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、平成20年度分以後の個人住民税について適用する。

●既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。

(1)昭和57年1月1日以前から存していた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和56年-17-6月1日施行)に適合させるよう一定の改修工事(1戸当たり工事費30万円以上のものに限る。)を施した場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、当該住宅に係る固定資産税の税額を2分の1減額する。

(2)減額は、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税から、工事完了時期に応じ、平成18年1月1日から平成21年12月31日までに改修した場合は3年度分、平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合は2年度分、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合は1年度分それぞれ実施する。

(3)減額の対象は、1戸当たり120平方メートル相当分までとする。

(4)減額を受けようとする対象住宅の所有者は、上記耐震基準に適合した工事であることにつき、地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後3月以内に市町村に申告しなければならないこととする。

<解説>

地震保険料控除は、損害保険料控除と同様に住民税にも関係しています。また、固定資産税の軽減措置は自己居住用でなくとも(賃貸アパートや賃貸マンション、貸家など)居住用であれば対象となります。

マンションオーナー等顧客には是非知らせておいてあげてください。ポイントは賃貸物件の大規模修繕の時に併せて耐震改修を行うと良いでしょう。

長期傷害保険（終身保障タイプ）に関する税務上の取扱いについて

企第458号
平成18年3月31日

国 税 庁
課税部長 竹田 正樹 殿

社団法人生命保険協会
専務理事 諏訪 茂

長期傷害保険（終身保障タイプ）に関する税務上の取扱いについて
当協会の加盟会社の中には、下記内容の長期傷害保険（終身保障タイプ）を販売している会社があります。

つきましては、法人が自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者として長期傷害保険（終身保障タイプ）に加入した場合の保険料の取扱いについては、以下のとおり取扱って差し支えないか、貴庁の御意見をお伺いしたく御照会申し上げます。

記

<長期傷害保険（終身保障タイプ）の概要>

1. 主たる保険事故及び保険金

保険事故：保険金

災害による死亡：災害死亡保険金（保険期間を通じて定額）

災害による障害：障害給付金

病気による死亡：保険金はないが、保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が保険契約者に払い戻される。

（注）保険期間の終了（保険事故の発生による終了を除く）に際して支払う保険金はない。

2. 保険期間 終身

3. 保険料払込方法 一時払、年払、半年払、月払

4. 保険料払込期間 終身払込、有期払込

5. 保険金受取人 法人、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）

6. 払戻金

この保険は、保険料は掛け捨てでいわゆる満期保険金はないが、病気による死亡、保険契約の失効、告知義務違反による解除及び解約等の場合には、保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が保険契約者に払い戻される。これは、保険期間が長期にわたるため、高齢化するにつれて高まる災害死亡率等に対して、平準化した保険料を算出しているためである。（その結果、ピーク時の解約返戻率は 50%を大きく超えている。）

<保険料の税務上の取扱いについて> 法人が長期傷害保険（終身保障タイプ）に加入してその保険料を支払った場合（役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者とし、災害死亡保険金受取人を被保険者の遺族としているため、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する給与となる場合を除く）には、次のとおり取扱う。

(1) 生保標準生命表の最終の年齢「男性 106 歳、女性 109 歳」を参考に「105 歳」を

「計算上の保険期間満了時の年齢」とし、保険期間の開始の時から当該保険期間の70%に相当する期間(前払期間)を経過するまでの期間にあつては、各年の支払保険料の額のうち4分の3に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

(2) 保険期間のうち前払期間を経過した後の期間にあつては、各年の支払保険料の額を損金の額に算入するとともに、(1)による資産計上額の累計額(既にこの(2)の処理により取り崩したものを除く。)につき、次の算式により計算した金額を取り崩して損金の額に算入する。

$$\begin{array}{l} \text{資産計上額} \\ \text{の累計額} \end{array} \times \frac{1}{(105 - \text{前払期間経過年齢})} = \text{損金算入額 (年額)}$$

前払期間経過年齢: 前払期間が経過したときにおける被保険者の年齢をいう。

注 1) 解約返戻率とは、仮に保険契約を解約した場合における解約返戻金を当該解約時における支払保険料の累計額で除した割合をいい、ピーク時の解約返戻率とは当該割合が最も高い時点におけるその割合をいう。

注 2) 前払期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払期間とする。

注 3) 保険料払込方法が有期払込(一時払を含む)の場合には、次の算式により計算した金額を当期分保険料として上記(1)、(2)の経理処理を行う。

$$\text{支払保険料} \times \frac{\text{保険料払込期間}}{(105 - \text{加入時年齢})} = \text{当期分保険料 (年額)}$$

支払保険料から当期分保険料を差し引いた残余の金額については、前払金等として資産に計上し、払込期間が終了した後は毎年当期分保険料と同額を取り崩し、「各年の支払保険料」を「当期分保険料」に読み替えて、上記(1)、(2)の経理処理を行う。

注 4) 終身保険等に付された長期傷害保険特約(特約の内容が長期傷害保険(終身保障タイプ)と同様のものをいう。)に係る保険料が主契約たる当該終身保険等に係る保険料と区分されている場合には、当該特約に係る保険料について、同様の取扱いとする。なお、長期傷害保険特約が付された養老保険、終身保険及び年金保険から同種類の払済保険に変更した場合には法人税基本通達9-3-7の2の原則に従い、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産計上している保険料の額との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することを要する。

本件照会の長期傷害保険(終身保障タイプ)については、その保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払保険料が含まれている。各商品の保険料に占める前払保険料の割合の平均値を、前払期間の経過にわたってみると、概ね7割程度であり、3/4資産計上した場合であれば、平均値を上回る商品においても、概ね10ポイント程度の乖離に収まっていることから、支払保険料の3/4を資産計上することは相当である。

また、各商品の前払保険料累計額のピークは、計算上の満期年齢を105歳とした場合、概ね保険期間の7割程度を経過した時点であることから、保険期間の7割の期間を前払期間とすることは相当である。

【回答内容】

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。